明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六〇）　一
〔省　令〕
○道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六一）　四
〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一四七）　九
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一九四）　一〇
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学六八）　一四
○自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示及び旅客自動車運送事業者が管理すべき書類を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八五五）　一四
〔人事異動〕
法務省　出入国在留管理庁　一四
〔官庁報告〕
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　一六
助産師国家試験の施行（同）　一八
看護師国家試験の施行（同）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
令和四年度厚生労働省共済組合の決算、沖縄振興開発金融公庫第五十一事業年度財務諸表関係　二九
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　三三
会社その他
会社決算公告　四二

## 府令

○内閣府令第六十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の二第二項第二号、第三十三条の三第一項第九号及び第二項第二号、第三十七条の三第一項第七号、第三十七条の四第一項、第四十六条の二、第四十七条並びに第四十八条並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の四第二号及び第十六条の十一第五号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年八月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄